平成２６年（フ）第７８２１号
東京都葛飾区白鳥３丁目14―16　銀波荘５号室
債務者　長倉　美香
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永瀬英一郎
4　破産債権の届出期間　平成26年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８２２号
東京都葛飾区白鳥３丁目２―１―402
債務者　長倉智恵子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永瀬英一郎
4　破産債権の届出期間　平成26年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８７０号
神奈川県横浜市旭区鶴ケ峰本町１丁目21―15―201
債務者　パイオス珠美
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有坂　秀樹
4　破産債権の届出期間　平成26年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月３日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８７１号
東京都大田区南馬込６丁目15―12―203
債務者　本間　道夫
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　徹晴
4　破産債権の届出期間　平成26年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０８号
川崎市高津区蟹ケ谷23番地１　ニューウェルテラス第２日吉313
債務者　中村　晋也
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長瀬　陽朗
4　破産債権の届出期間　平成26年９月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６３７号
東京都東大和市向原６丁目1167番地の３
債務者　有田　嘉和
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　　剛
4　破産債権の届出期間　平成26年９月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月29日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２１８号
岐阜市太郎丸北浦48番地
債務者　北トーエイ電機こと　北岡　俊晴
1　決定年月日時　平成26年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　文夫
4　破産債権の届出期間　平成26年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月14日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２１９号
岐阜市石原２丁目129番地３
債務者　北岡　俊浩
1　決定年月日時　平成26年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　文夫
4　破産債権の届出期間　平成26年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月14日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４０号
広島市西区井口台３丁目37番３―507号
債務者　長尾　弘史
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松　　周
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４１８号
北九州市小倉南区葛原２丁目13番１号
債務者　西脇美恵子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　幸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３４９号
大阪府和泉市上町437番地の１―815
債務者　中島百合子
1　決定年月日時　平成26年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺井　昭仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２１５号
沖縄県浦添市宮城１丁目32番17号　３Ｆ
債務者　上原　　茂
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金高　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第６４３号
さいたま市浦和区北浦和１丁目11番７―310号
債務者　岡本　　渉
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高澤　史生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１２６号
岡山県都窪郡早島町早島907番地11
債務者　武村美千子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
岡山県倉敷市八王寺町271番地
債務者　川上　隆弘
1　決定年月日時　平成26年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１６１号
岡山県笠岡市横島104番地８
債務者　伊藤　　満
1　決定年月日時　平成26年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係